

議案第60号

天理市下水道条例の一部改正について

天理市下水道条例の一部を次のように改正しようとする。

平成25年9月9日提出

天理市長 南 佳 策

天理市下水道条例の一部を改正する条例

天理市下水道条例（昭和48年12月天理市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「認定し、かつ、登録をした者」を「認定した者」に改める。

第6条の2を次のように改める。

（手数料）

第6条の2 指定下水道工事店の指定を受けた者は、1万円の手数料を納付しなければならない。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。